

離婚届

令和 2 年 4 月 1 日届出

離婚届の記載例

窓口へ提出する日を記入

住所

- ・離婚届と同時に住所変更し、平日開庁時間内に届出の場合は、新しい住所を記入
- ・休日・夜間窓口は、住所変更の受付ができないので、後日住民異動届の手続が必要
- ・転入は、転出証明書が必要

証人

- ・協議離婚の場合は成人2名の証人が必要（裁判離婚は不要）
- ・※20歳未満でも婚姻している人は証人になれます。

(1) 氏名	夫 高松 太郎	妻 高松 花子
生年月日	元 年 12 月 24 日	12 年 1 月 10 日
住所	高松市番町1丁目 松ハイツ 201 8 番 15 号	高松市木太町 3480 番地 2
本籍	香川県高松市円座町 1622 番地 2	香川県高松市木太町 3480 番地 2
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 裁判離婚
婚姻前の氏にもどる者の本籍	香川県高松市木太町 3480 番地 2	香川県高松市木太町 3480 番地 2
夫婦の職業	03 又は 事務職	05 又は サービス職
届出人	夫 高松 太郎	妻 高松 花子

署名押印	三木 三郎	三木 三子
生年月日	28 年 1 月 15 日	30 年 3 月 3 日
住所	高松市紺屋町 10 番地 4	高松市紺屋町 10 番地 4
本籍	高松市川島本町 191 番地 10	高松市川島本町 191 番地 10

消せるボールペンで書かないでください。

同姓でも別々の印を押してください。

本籍 本籍地が高松市以外の方は戸籍謄本が必要

離婚の種別 裁判離婚は、調書等で日付を確認し記入

婚姻前の氏にもどる者の本籍
 ・婚姻により姓が変わった方にチェックし、離婚後の本籍を記入
 ・新戸籍をつくる場合、筆頭者の氏名は婚姻前の姓で記入
 ・婚姻前の戸籍に戻る場合、もとの戸籍が「除籍」の場合は戻れません。
 ・離婚前の姓を称する場合は、記入不要
 ⇒ただし、「離婚の際に称していた氏を称する届」を同時に提出

未成年の子の氏名 どちらが親権を行うか、全員の子の氏名を記入

夫婦の職業 国勢調査の年（令和2年度）のみ記入
 ※別紙、「職業例示表」を参照し、番号又は職業分類名を記入

未成年の子がいる場合 面会交流・養育費の分担についてチェック

届出人 離婚前の氏名を自署し、別々の印で押印（シャチハタ不可）
 【協議離婚】夫婦それぞれ署名押印
 【裁判離婚】申立人又は訴えの提起者が署名押印

連絡先 昼間連絡がとれる電話番号を記入

連絡先
 自宅 080 1111 1111
 勤務先

未成年の子がいる場合は、次の「」のあてはまるものにするしをつけてください。
 (面会交流)
 解決めをしている
 まだ決めていない
 (養育費の分担)
 解決めをしている
 まだ決めていない

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。